調布市教育委員会規則第　　号

調布市立学校の校庭等の開放及び目的外使用に関する規則の一部を改正する規則

調布市立学校の校庭等の開放及び目的外使用に関する規則（昭和６３年調布市教育委員会規則第６号）の一部を次のように改正する。

第２条第２号中「直接」を削り、同条第３号中「地域住民が組織する」を削り、同条第４号中「組織される総合開放の運営を目的とする」を「構成された」に改め、同条第５号中「地域住民、」を削り、「が組織する」を「で構成された」に、「使用（開放を除く。）させること」を「使用させること（開放を除く。）」に改める。

第５条の２第１項各号列記以外の部分中「申請し」を「登録の申請をし」に改め、同項第１号中「（第２号様式）」を削り、同条第２項中「当該申請をした者に調布市立学校一般開放使用団体登録カード（第３号様式。以下「登録カード」という。）を交付」を「承認又は不承認を決定したときは、その旨を当該申請をした団体に、委員会が別に定める方法により通知するものと」に改め、同条第３項中「登録カード」を「第１項の規定による登録」に、「発行」を「委員会が前項の規定により承認」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、委員会が特に必要と認めた場合は、この限りではない。

第５条の２第４項中「第２項の規定により登録カードの交付を受けたもの」を「第１項の規定により登録した団体」に改め、同条第５項を削り、同条第６項中「第４号様式」を「第２号様式」に改め、同項を同条第５項とし、同条第７項を削る。

第６条の見出し中「申請」を「使用申請」に改め、同条第１項中「インタ

ーネットを利用した予約システムにより」を「調布市立学校一般開放施設使用申請書（第３号様式）又は施設予約システム（委員会の指定する電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を利用する方法により」に改め、同条第２項中「期間内」を削り、「定める期間」を「定める日」に改め、「以下「除外期間」という。」を削り、同条第３項を削る。

第６条の２の見出し中「確認」を「許可」に改め、同条第１項を次のように改める。

委員会は、前条の規定による申請を受けたときは、その内容を審査のうえ、使用の可否を決定し、調布市立学校一般開放施設使用許可・不許可通知書（第４号様式）により、当該申請を行った登録団体に対して通知するものとする。ただし、当該申請が施設予約システムを利用する方法により行われた場合は、委員会が別に定める方法により通知するものとする。

第６条の２第２項中「することの確認を行った」を「の許可を受けた」に改める。

第６条の３の見出し中「登録カード等」を「使用許可通知書等」に改め、同条中「登録カード」を「前条第１項に規定する許可を確認できるもの」に改める。

第６条の４を削る。

第６条の５中「委員会は、一般開放施設の使用の公平を図るため、」を削り、同条を第６条の４とする。

第９条第１項を次のように改める。

委員会等は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、その使用を許可しない。ただし、目的外使用において第５号から第１０号までのいずれかに該当する場合で、校長において適当と認め、かつ委員会が許可した場合はこの限りでない。

(1)　公益を害し、風俗を乱すおそれがあるとき。

(2)　施設、付帯設備等を損傷するおそれがあるとき。

(3)　管理上支障があるとき。

(4)　使用予定者が第６条の２第３項の規定に違反して、その定めた期間内に同項の規定による使用取消しの手続をしなかったとき。

(5)　政党及びこれに属する団体の諸行事のために使用するとき。

(6)　宗教団体及びこれに属する団体の諸行事のために使用するとき。

(7)　私人又は営利を目的とする団体の営業若しくは宣伝のために使用するとき。

(8)　営利を目的として入場料等を徴収するとき。

(9)　使用が午後９時以降にわたるとき。

(10) 特別の施設若しくは工作を施し、又は搬入するとき。

(11) 遊宴の場所とするとき。ただし、当該学校の落成式及び学校の行事を目的とし、これに付随する場合はこの限りでない。

(12) 前各号に掲げるもののほか、委員会が使用を不適当と認めたとき。

第９条第２項を削る。

第１号様式から第４号様式までを次のように改める。

附　則

（施行期日）

１　この規則は，令和８年１１月１日から施行する。

（経過措置）

２　この規則による改正前の調布市立学校の校庭等の開放及び目的外使用に関する規則（以下「改正前の規則」という。）第５条の２第２項の規定により交付された登録カードのうち、その有効期間が令和８年１１月１日以後であるものについては、同条第３項の規定にかかわらず、同日限り、その効力を失う。

３　改正前の規則の様式は、その残品の存する間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

議案第４０号

調布市立学校の校庭等の開放及び目的外使用に関する規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和　８　年１０月２３日

提出者　調布市教育委員会
教育長　栗　原　　健

提案理由

施設予約システムの更改に伴い、登録カードを廃止するとともに手続に係る規定を改めるほか、所要の改正を行うため提案するものです。

調布市立学校の校庭等の開放及び目的外使用に関する規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後	改正前
○調布市立学校の校庭等の開放及び目的外使用に関する規則 昭和63年３月28日教育委員会規則第６号 （目的） 第１条　この規則は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の４第７項及び学校教育法（昭和22年法律第26号）第137条の規定に基づき、調布市立学校（以下「学校」という。）を学校教育に支障のない範囲内で開放又は目的外使用を許可することにより、社会教育の振興、普及を進め、もって市民文化の振興及び健康の増進を図るとともに、広く市民等の使用に供することを目的とする。 （用語の定義） 第２条　この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 （１）　開放　社会教育法（昭和24年法律第207号。以下「社教法」という。）第44条及びスポーツ基本法（平成23年法律第78号。以下「基本法」という。）第13条の規定により、学校の用途及び使用目的を妨げない範囲内において、地域住民が組織する団体、市内に在住、在勤若しくは在学する者が主な構成員である団体又は地域住民に学校を使用させることをいう。 （２）　一般開放　調布市教育委員会（以下「委員会」という。）が市内に在住、在勤若しくは在学する者が主な構成員である団体又は学校に在籍する児童に開放することをいう。 （３）　総合開放　委員会が開放運営委員会に開放することをいう。 （４）　開放運営委員会　総合開放された学校を地域住民が適切に使用するために、当該学校の学区域内の住民等で構成された組織で、委員会に登録されたものをいう。	○調布市立学校の校庭等の開放及び目的外使用に関する規則 昭和63年３月28日教育委員会規則第６号 （目的） 第１条　この規則は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の４第７項及び学校教育法（昭和22年法律第26号）第137条の規定に基づき、調布市立学校（以下「学校」という。）を学校教育に支障のない範囲内で開放又は目的外使用を許可することにより、社会教育の振興、普及を進め、もって市民文化の振興及び健康の増進を図るとともに、広く市民等の使用に供することを目的とする。 （用語の定義） 第２条　この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 （１）　開放　社会教育法（昭和24年法律第207号。以下「社教法」という。）第44条及びスポーツ基本法（平成23年法律第78号。以下「基本法」という。）第13条の規定により、学校の用途及び使用目的を妨げない範囲内において、地域住民が組織する団体、市内に在住、在勤若しくは在学する者が主な構成員である団体又は地域住民に学校を使用させることをいう。 （２）　一般開放　調布市教育委員会（以下「委員会」という。）が直接市内に在住、在勤若しくは在学する者が主な構成員である団体又は学校に在籍する児童に開放することをいう。 （３）　総合開放　委員会が地域住民が組織する開放運営委員会に開放することをいう。 （４）　開放運営委員会　総合開放された学校を地域住民が適切に使用するために、当該学校の学区域内の住民等で組織される総合開放の運営を目的とする組織で、委員会に登録されたものをいう。

改正後	改正前
（５）　目的外使用　学校の用途及び使用目的を妨げない範囲内において、市内に在住、在勤若しくは在学する者又はこれらの者で構成された団体に当該学校を使用させること（開放を除く。）をいう。	（５）　目的外使用　学校の用途及び使用目的を妨げない範囲内において、地域住民、市内に在住、在勤若しくは在学する者又はこれらの者が組織する団体に当該学校を使用（開放を除く。）させることをいう。
（対象施設）	（対象施設）
第３条　開放に供する施設は校庭、体育館、教室（普通教室、特別教室）及びプールとし、目的外使用に供する施設は校庭、体育館及び教室（普通教室、特別教室）とする。	第３条　開放に供する施設は校庭、体育館、教室（普通教室、特別教室）及びプールとし、目的外使用に供する施設は校庭、体育館及び教室（普通教室、特別教室）とする。
２　開放を実施する学校、その施設、期間及び時間は、あらかじめ委員会が校長の意見を聴いて定めるものとする。	２　開放を実施する学校、その施設、期間及び時間は、あらかじめ委員会が校長の意見を聴いて定めるものとする。
（期間等の明示）	（期間等の明示）
第４条　前条第２項の規定により、開放に供する学校等を定めたときは、その旨を明示するものとする。	第４条　前条第２項の規定により、開放に供する学校等を定めたときは、その旨を明示するものとする。
（使用対象）	（使用対象）
第５条　開放及び目的外使用（以下「開放等」という。）の使用対象は、別表に定めるところによる。	第５条　開放及び目的外使用（以下「開放等」という。）の使用対象は、別表に定めるところによる。
２　前項に規定するもののほか、委員会又は校長（以下「委員会等」という。）は、適当と認めたものに第３条第１項に規定する施設を使用させることができる。	２　前項に規定するもののほか、委員会又は校長（以下「委員会等」という。）は、適当と認めたものに第３条第１項に規定する施設を使用させることができる。
（一般開放の団体登録申請）	（一般開放の団体登録申請）
第５条の２　一般開放の対象となる施設（以下「一般開放施設」という。）を使用しようとする団体は、あらかじめ、調布市立学校一般開放施設使用団体登録（更新）申請書（第１号様式。以下「団体登録申請書」という。）に、次の各号に掲げる書類を添えて登録の申請をしなければならない。	第５条の２　一般開放の対象となる施設（以下「一般開放施設」という。）を使用しようとする団体は、あらかじめ、調布市立学校一般開放施設使用団体登録（更新）申請書（第１号様式。以下「団体登録申請書」という。）に、次の各号に掲げる書類を添えて申請しなければならない。
（１）　会員名簿	（１）　会員名簿（第２号様式）
（２）　前号に掲げるもののほか、委員会が必要と認めた書類	（２）　前号に掲げるもののほか、委員会が必要と認めた書類
２　　委員会は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、承認又は不承認を決定したときは、その旨を当該申請をした団体に、委員会が別に定める方法により通知するものとする。	２　委員会は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、当該申請をした者に調布市立学校一般開放使用団体登録カード（第３号様式。以下「登録カード」という。）を交付する。

改正後	改正前
3　第１項の規定による登録の有効期間（以下「登録期間」という。）は、委員会が前項の規定により承認した日から３年を経過する日の属する月の末日までとする。ただし、委員会が特に必要と認めた場合は、この限りではない。	3　登録カードの有効期間（以下「登録期間」という。）は、発行した日から３年を経過する日の属する月の末日までとする。
4　第１項の規定により登録した団体（以下「登録団体」という。）は、登録期間後もなお登録を継続しようとするときは、当該登録期間が満了する日の翌日の３月前から団体登録申請書を委員会に提出し、更新の手続を行うことができる。	4　第２項の規定により登録カードの交付を受けたもの（以下「登録団体」という。）は、登録期間後もなお登録を継続しようとするときは、当該登録期間が満了する日の翌日の３月前から団体登録申請書を委員会に提出し、更新の手続を行うことができる。
	5　第４項の規定により交付された登録カードの有効期間は、前回の登録期間の満了する日から３年を経過する日までとする。
5　登録団体の代表者は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、調布市立学校一般開放施設使用団体登録（内容変更・取消）届出書（第２号様式）により、遅滞なく委員会に届け出なければならない。 （１）　第１項の規定による申請の内容に変更があったとき。 （２）　登録団体が解散したとき。 （３）　登録団体としての活動をしなくなったとき。	6　登録団体の代表者は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、調布市立学校一般開放施設使用団体登録（内容変更・取消）届出書（第４号様式）により、遅滞なく委員会に届け出なければならない。 （１）　第１項の規定による申請の内容に変更があったとき。 （２）　登録団体が解散したとき。 （３）　登録団体としての活動をしなくなったとき。
	7　登録団体の代表者は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、登録カードを委員会に返納しなければならない。 （１）　第３項に規定する登録期間（第４項の規定により更新された後の登録期間を含む。）を経過して登録カードが失効したとき。 （２）　登録団体が解散したとき。 （３）　登録団体として活動しなくなったとき。
（一般開放の使用申請等） 第６条　一般開放施設を使用しようとする登録団体は、調布市立学校一般開放施設使用申請書（第３号様式）又は施設予約システム（委員会の指定する電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を利用する方法により、委員会に申請しなければならない。	（一般開放の申請等） 第６条　一般開放施設を使用しようとする登録団体は、インターネットを利用した予約システムにより、委員会に申請しなければならない。
2　前項の申請は、使用しようとする日（以下「使用日」という。）の属す	2　前項の申請は、使用しようとする日（以下「使用日」という。）の属す

改正後	改正前
る月の２月前の１日から使用日の３日前まで（ただし、委員会が別に定める日を除く。）に行わなければならない。	る月の２月前の１日から使用日の３日前までの期間内（ただし、委員会が別に定める期間を除く。以下「除外期間」という。）に行わなければならない。
	３　第１項の申請を行った者は、委員会が使用することの確認を行ったことにより使用の許可を受けたものとみなす。
（一般開放の使用許可等）	（一般開放の使用確認等）
第６条の２　委員会は、前条の規定による申請を受けたときは、その内容を審査のうえ、使用の可否を決定し、調布市立学校一般開放施設使用許可・不許可通知書（第４号様式）により、当該申請を行った登録団体に対して通知するものとする。ただし、当該申請が施設予約システムを利用する方法により行われた場合は、委員会が別に定める方法により通知するものとする。	第６条の２　委員会は、除外期間前に前条第１項の申請を行った登録団体に対しては期間を定めて、除外期間後に前条第１項の申請を行った登録団体に対しては申請時に、使用の可否を照会し、使用するか否かを確認するものとする。
２　委員会は、前項の規定により使用の許可を受けた登録団体を一般開放施設の使用予定者（以下「使用予定者」という。）として登録するものとする。	２　委員会は、前項の規定により使用することの確認を行った登録団体を一般開放施設の使用予定者（以下「使用予定者」という。）として登録するものとする。
３　使用予定者のうち、一般開放施設を使用しないものは、その使用予定日の３日前までに委員会が定める使用取消しの手続をとらなければならない。	３　使用予定者のうち、一般開放施設を使用しないものは、その使用予定日の３日前までに委員会が定める使用取消しの手続をとらなければならない。
（一般開放の使用許可通知書等の提示等）	（一般開放の登録カード等の提示等）
第６条の３　使用予定者は、一般開放施設を使用するときは、前条第１項に規定する許可を確認できるものを係員に提示しなければならない。	第６条の３　使用予定者は、一般開放施設を使用するときは、登録カードを係員に提示しなければならない。
	（一般開放申請の効力停止）
	第６条の４　委員会は、使用予定者が一般開放施設の使用に際して次の各号に掲げる行為を認めたときは、当該各号に定める期間、当該使用予定者の使用申請の効力を停止することができる。ただし、委員会が特に認めたときは、その期間を短縮し、又は効力を停止しないことができる。
	（１）　使用予定者が第６条の２第３項に規定する手続をとらずに使用開始時刻を経過したとき　使用予定日の属する月の翌月の１日から３月

改正後	改正前
	（２）　使用予定者が第６条の２第３項に規定する手続期限を経過してから使用開始時刻までの間に委員会が定める使用取消しの手続をとったとき　使用予定日の属する月の翌月の１日から１月 ２　委員会は、前項各号に掲げる行為について、使用予定日の属する月内に当該行為が複数回あったと認めたときは、前項各号に定める期間を２回目以降１回につき１月延長することができる。
（一般開放の使用回数制限） 第６条の４　同一の使用予定者による一般開放施設の使用回数は、１月につき６回を限度とする。	（一般開放の使用回数制限） 第６条の５　委員会は、一般開放施設の使用の公平を図るため、同一の使用予定者による一般開放施設の使用回数は、１月につき６回を限度とする。
（総合開放の申請等） 第７条　総合開放の対象となる施設を使用しようとする開放運営委員会の代表者は、使用しようとする期間の初日が属する月の７日前までに総合開放申請書（第５号様式）により委員会に申請しなければならない。 ２　委員会は、前項の申請を受けたときは、その可否を決定し、総合開放許可・不許可通知書（第６号様式）により当該申請をした者に通知するものとする。この場合において、当該申請を許可するときは、１年を超えてこれをすることはできない。 ３　開放運営委員会の代表者は、その使用状況について１月ごとにまとめて委員会に報告しなければならない。	（総合開放の申請等） 第７条　総合開放の対象となる施設を使用しようとする開放運営委員会の代表者は、使用しようとする期間の初日が属する月の７日前までに総合開放申請書（第５号様式）により委員会に申請しなければならない。 ２　委員会は、前項の申請を受けたときは、その可否を決定し、総合開放許可・不許可通知書（第６号様式）により当該申請をした者に通知するものとする。この場合において、当該申請を許可するときは、１年を超えてこれをすることはできない。 ３　開放運営委員会の代表者は、その使用状況について１月ごとにまとめて委員会に報告しなければならない。
（目的外使用の申請等） 第８条　目的外使用により対象となる施設を使用しようとするものは、目的外使用申請書（第７号様式）により、連続して３日未満の使用については校長に、連続して３日以上の使用については委員会に申請しなければならない。 ２　前項の申請は、使用日の属する月の１月前の１日から使用日の７日前までに行わなければならない。ただし、委員会等が特に必要があると認めたときは、この限りでない。 ３　前項に規定する期間の初日又は末日が、調布市の休日に関する条例（平	（目的外使用の申請等） 第８条　目的外使用により対象となる施設を使用しようとするものは、目的外使用申請書（第７号様式）により、連続して３日未満の使用については校長に、連続して３日以上の使用については委員会に申請しなければならない。 ２　前項の申請は、使用日の属する月の１月前の１日から使用日の７日前までに行わなければならない。ただし、委員会等が特に必要があると認めたときは、この限りでない。 ３　前項に規定する期間の初日又は末日が、調布市の休日に関する条例（平

改正後	改正前
成元年調布市条例第23号）第１条第１項各号に掲げる日に当たるときは、これらの日の翌日とする。	成元年調布市条例第23号）第１条第１項各号に掲げる日に当たるときは、これらの日の翌日とする。
４　委員会等は、第１項の申請を受けたときは、その可否を決定し、目的外使用許可・不許可通知書（第８号様式）により当該申請したものに通知するものとする。	４　委員会等は、第１項の申請を受けたときは、その可否を決定し、目的外使用許可・不許可通知書（第８号様式）により当該申請したものに通知するものとする。
５　委員会等は、前項の規定による決定をした場合には、目的外使用通知書（第９号様式）により、委員会は校長に、校長は委員会に、通知するものとする。	５　委員会等は、前項の規定による決定をした場合には、目的外使用通知書（第９号様式）により、委員会は校長に、校長は委員会に、通知するものとする。
（使用制限）	（使用制限）
第９条　委員会等は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、その使用を許可しない。ただし、目的外使用において第５号から第10号までのいずれかに該当する場合で、校長において適当と認め、かつ委員会が許可した場合はこの限りでない。	第９条　委員会等は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、その使用を許可しない。
（１）　公益を害し、風俗を乱すおそれがあるとき。	（１）　公益を害し、風俗を乱すおそれがあるとき。
（２）　施設、付帯設備等を損傷するおそれがあるとき。	（２）　施設、付帯設備等を損傷するおそれがあるとき。
（３）　管理上支障があるとき。	（３）　管理上支障があるとき。
（４）　使用予定者が第６条の２第３項の規定に違反して、その定めた期間内に同項の規定による使用取消しの手続をしなかったとき。	（４）　前３号に掲げるもののほか、委員会が使用を不適当と認めたとき。
（５）　政党及びこれに属する団体の諸行事のために使用するとき。	
（６）　宗教団体及びこれに属する団体の諸行事のために使用するとき。	
（７）　私人又は営利を目的とする団体の営業若しくは宣伝のために使用するとき。	
（８）　営利を目的として入場料等を徴収するとき。	
（９）　使用が午後９時以降にわたるとき。	
(10)　特別の施設若しくは工作を施し、又は搬入するとき。	
(11)　遊宴の場所とするとき。ただし、当該学校の落成式及び学校の行事を目的とし、これに付随する場合はこの限りでない。	
(12)　前各号に掲げるもののほか、委員会が使用を不適当と認めたとき。	

改正後	改正前
	2　目的外使用において次の各号のいずれかに該当する場合は、許可しない。ただし、第１号から第７号のいずれかに該当する場合で、校長において適当と認め、委員会が許可した場合はこの限りでない。 （１）　政党及びこれに属する団体の諸行事 （２）　宗教団体及びこれに属する団体の諸行事 （３）　私人又は営利を目的とする団体の営業若しくは宣伝に関するもの （４）　営利を目的として入場料等を徴収する諸行事 （５）　午後９時以降にわたる諸行事 （６）　特別の施設又は工作を施し、又は搬入するような諸行事 （７）　遊宴の場所とすること。ただし、当該学校の落成式及び学校の行事を目的とし、これに付随する場合はこの限りでない。 （８）　前各号に掲げるもののほか、委員会が使用を不適当と認めたとき。
（使用許可の取消等） 第10条　委員会等は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、使用の許可を取り消し、又は使用を制限し、若しくは停止することができる。 （１）　使用の目的に違反したとき。 （２）　許可の条件に違反したとき。 （３）　災害その他の事故により、施設の使用ができなくなったとき。 （４）　前３号に掲げるもののほか、委員会等が使用を不適当と認めたとき。 （５）　前４号に掲げるもののほか、委員会等が特に必要があると認めたとき。	（使用許可の取消等） 第10条　委員会等は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、使用の許可を取り消し、又は使用を制限し、若しくは停止することができる。 （１）　使用の目的に違反したとき。 （２）　許可の条件に違反したとき。 （３）　災害その他の事故により、施設の使用ができなくなったとき。 （４）　前３号に掲げるもののほか、委員会等が使用を不適当と認めたとき。 （５）　前４号に掲げるもののほか、委員会等が特に必要があると認めたとき。
2　委員会等は、前項の規定により使用の許可を取り消し、又は使用を制限し、若しくは停止する場合は、その理由を付して使用許可取消等通知書（第10号様式）により使用の許可を受けているものに通知するものとする。	2　委員会等は、前項の規定により使用の許可を取り消し、又は使用を制限し、若しくは停止する場合は、その理由を付して使用許可取消等通知書（第10号様式）により使用の許可を受けているものに通知するものとする。
（設備の変更禁止） 第11条　開放等に供する施設（以下「校庭等」という。）を使用しようとするものは、校庭等に特別の設備をし、又は変更を加えてはならない。ただし、あらかじめ委員会の許可を受けたときは、この限りでない。	（設備の変更禁止） 第11条　開放等に供する施設（以下「校庭等」という。）を使用しようとするものは、校庭等に特別の設備をし、又は変更を加えてはならない。ただし、あらかじめ委員会の許可を受けたときは、この限りでない。

改正後	改正前
（原状回復の義務） 第12条　校庭等の使用を終了したときは、設備を原状に回復しなければならない。第10条の規定により使用を停止され、又は使用の許可を取り消されたときもまた同様とする。 （損害賠償の義務） 第13条　校庭等の使用に際し、施設又は付帯設備に損害を生ぜしめた場合は、委員会が相当と認める損害額を賠償しなければならない。ただし、委員会がやむを得ない理由があると認めたときは、その額を減額し、又は免除することができる。 （協力員等） 第14条　委員会は、開放に係る安全指導、校庭等の保全管理等を行わせるため必要に応じ、協力員、管理指導員及び監視員を置くことができる。 ２　協力員は、開放を円滑に進めるため、委員会及び学校並びに学校及び開放運営委員会との連絡、調整等を行う。 ３　管理指導員は、一般開放が円滑に進められるように、一般開放の行われている学校において、使用しようとする者との連絡、調整を行う。 ４　監視員は、プールの開放時において、遊泳者の安全確保のための業務を行う。 （雑則） 第15条　この規則に定めるもののほか必要な事項については、別に定める。 別表（第５条関係）	（原状回復の義務） 第12条　校庭等の使用を終了したときは、設備を原状に回復しなければならない。第10条の規定により使用を停止され、又は使用の許可を取り消されたときもまた同様とする。 （損害賠償の義務） 第13条　校庭等の使用に際し、施設又は付帯設備に損害を生ぜしめた場合は、委員会が相当と認める損害額を賠償しなければならない。ただし、委員会がやむを得ない理由があると認めたときは、その額を減額し、又は免除することができる。 （協力員等） 第14条　委員会は、開放に係る安全指導、校庭等の保全管理等を行わせるため必要に応じ、協力員、管理指導員及び監視員を置くことができる。 ２　協力員は、開放を円滑に進めるため、委員会及び学校並びに学校及び開放運営委員会との連絡、調整等を行う。 ３　管理指導員は、一般開放が円滑に進められるように、一般開放の行われている学校において、使用しようとする者との連絡、調整を行う。 ４　監視員は、プールの開放時において、遊泳者の安全確保のための業務を行う。 （雑則） 第15条　この規則に定めるもののほか必要な事項については、別に定める。 別表（第５条関係）

種類		使用区分		申請先	区分	使用対象
I	開放	社教法第44条の規定による開放	一般開放	教育部社会教育課	教室（普通教室、特別教室）	一般開放施設使用団体として登録した団体
			総合開放	開放運営委員会		1　開放運営委員会に登録した地域の団体

種類		使用区分		申請先	区分	使用対象
I	開放	社教法第44条の規定による開放	一般開放	教育部社会教育課	教室（普通教室、特別教室）	一般開放施設使用団体として登録した団体
			総合開放	開放運営委員会		1　開放運営委員会に登録した地域の団体

改正後

						2　地域住民
		基本法第13条の規定による開放	一般開放	教育部社会教育課	体育館	一般開放施設使用団体として登録した団体
					プール	当該学校に在籍する児童
			総合開放	開放運営委員会	校庭 体育館	1　開放運営委員会に登録した地域の団体 2　地域住民
					プール	当該学校に在籍する児童
Ⅱ	目的外使用	その使用が連続して３日未満のもの		当該学校校長	校庭 体育館 教室（普通教室、特別教室）	1　地域住民 2　市内に在住、在勤又は在学する者 3　市内に在住、在勤又は在学する者が組織する団体
		その使用が連続して３日以上のもの		教育部教育総務課		

第１号様式（第５条の２関係）
第２号様式（第５条の２関係）
第３号様式（第６条関係）
第４号様式（第６条の２関係）
第５号様式（第７条関係）
第６号様式（第７条関係）
第７号様式（第８条関係）
第８号様式（第８条関係）

改正前

						2　地域住民
		基本法第13条の規定による開放	一般開放	教育部社会教育課	体育館	一般開放施設使用団体として登録した団体
					プール	当該学校に在籍する児童
			総合開放	開放運営委員会	校庭 体育館	1　開放運営委員会に登録した地域の団体 2　地域住民
					プール	当該学校に在籍する児童
Ⅱ	目的外使用	その使用が連続して３日未満のもの		当該学校校長	校庭 体育館 教室（普通教室、特別教室）	1　地域住民 2　市内に在住、在勤又は在学する者 3　市内に在住、在勤又は在学する者が組織する団体
		その使用が連続して３日以上のもの		教育部教育総務課		

第１号様式（第５条の２関係）
第２号様式（第５条の２関係）
第３号様式（第５条の２関係）
第４号様式（第５条の２関係）
第５号様式（第７条関係）
第６号様式（第７条関係）
第７号様式（第８条関係）
第８号様式（第８条関係）

改正後	改正前
第９号様式（第８条関係） 第10号様式（第10条関係）	第９号様式（第８条関係） 第10号様式（第10条関係）

附　則

（施行期日）

１　この規則は、令和８年１１月１日から施行する。

（経過措置）

２　この規則による改正前の調布市立学校の校庭等の開放及び目的外使用に関する規則（以下「改正前の規則」という。）第５条の２の規定により交付された登録カードのうち、その有効期限が令和８年11月１日以後であるものについては、同条第３項の規定にかかわらず、同日限り、その効力を失う。

３　改正前の規則の様式は，その残品の存する間，所要の修正を加え，なお使用することができる。

年　　月　　日

調布市教育委員会　宛

申請者

団体の名称＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

代表者名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

調布市立学校一般開放施設使用団体登録（更新）申請書

調布市立学校の校庭等の開放及び目的外使用に関する規則第５条の２第１項の規定に基づき、関係書類を添えて申請いたします。

<table>
<tr><td colspan="2">フ　リ　ガ　ナ</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">団　体　の　名　称</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">種　　目</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td rowspan="5">代表者</td><td>住　　所</td><td colspan="3">〒</td></tr>
<tr><td>フ　リ　ガ　ナ</td><td></td><td rowspan="2">生年月日</td><td rowspan="2"></td></tr>
<tr><td>氏　　名</td><td></td></tr>
<tr><td>連　絡　先</td><td></td><td>緊急連絡先</td><td></td></tr>
<tr><td>メールアドレス</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>団体構成</td><td colspan="4">会員の構成
市内者（市内に在住・在勤・在学する者）　　人
市外者（市内に在住・在勤・在学しない者）　　人
合計　　人</td></tr>
</table>

※団体の要件：市内者（市内に在住・在勤・在学する者）が１０人以上（未就学児を除く。）で、その半数以上が市内者で構成されている必要があります。

（例）３０人の団体→１５人は市内者（市内に在住・在勤・在学する者）である必要があります。

※申請の際は、申請書のほか、会員名簿、本人確認書類（運転免許証や、在勤の場合は社員証等）をお持ちください。

※電話番号は、日中連絡の取れる番号をご記入ください。

年　　月　　日

調布市教育委員会　宛

申請者
団体の名称＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
代表者名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

調布市立学校一般開放施設使用団体登録（内容変更・取消）届出書

調布市立学校の校庭等の開放及び目的外使用に関する規則第５条の２第６項の規定により、次のとおり登録の（内容変更・取消）について届け出ます。

・１か２に○をつけて下さい。

１　登録の取消をいたします。

２　裏面の登録内容変更欄に記載した内容について変更をいたします。なお、記載していない内容については、現在調布市教育委員会に提出している内容から変更はありません。

【団体認証欄】

団体の名称								
登録番号								

【調布市教育委員会記入欄】

代表者変更の場合の確認事項			システム変更
名簿確認（代表者の記載の有無）	在住・在勤・在学証明書確認（コピー）	同意書記入（コピー）	
済　□	済　□	済　□	済　□

（裏）

【登録内容変更欄】

<table>
<tr><td colspan="2">フ　リ　ガ　ナ</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">団 体 の 名 称</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">種　　目</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td rowspan="5">代
表
者</td><td>住　　所</td><td colspan="3">〒</td></tr>
<tr><td>フ　リ　ガ　ナ</td><td></td><td rowspan="2">E－mail</td><td rowspan="2">@</td></tr>
<tr><td>氏　　名</td><td></td></tr>
<tr><td>電話番号１</td><td></td><td>電話番号２</td><td></td></tr>
<tr><td>生 年 月 日</td><td colspan="2">年　　月　　日</td><td></td></tr>
<tr><td>会
員
構
成</td><td colspan="4">会員の構成
市内者（市内に在住・在勤・在学する者）　　人
市外者（市内に在住・在勤・在学しない者）　　人
合計　　人</td></tr>
</table>

会員名簿	氏名	住所	電話番号	備考（勤務先名・学校名）	追加・削除希望欄
					追加・削除
					追加・削除
					追加・削除
					追加・削除

※団体の要件：市内者（市内に在住・在勤・在学する者）が１０人以上（未就学児を除く）で、その半数以上が市内者で構成されている必要があります。

（例）３０人の団体→１５人は市内者（市内に在住・在勤・在学する者）である必要があります。

※電話番号は、日中連絡の取れる番号をご記入ください。

※新しい代表者が、調布市教育委員会に提出している会員名簿に記載されていない場合は、新しい代表者の情報を、上記の登録内容変更欄の「会員名簿記入欄」に記載し、会員として追加してください。

第３号様式（第６条関係）

調布市立学校一般開放施設使用申請書

申請番号		年　月　日
調布市教育委員会　宛		
申請者	住所	
	氏名又は団体の名称	
	代表者氏名	
	電話	
	FAX	
	住所	
使用責任者	住所	
	氏名	
	電話	
	FAX	
使用内容		

調布市立学校一般開放施設の使用を、次のとおり申請します。

使用年月日	使用時間	施設名	使用目的 人数	利用料金
年　月　日（　）			人	円
年　月　日（　）			人	円
年　月　日（　）			人	円
年　月　日（　）			人	円
年　月　日（　）			人	円
年　月　日（　）			人	円
年　月　日（　）			人	円
年　月　日（　）			人	円

文　書　番　号

年　　月　　日

団体名

代表者　　様

調布市教育委員会　　㊞印

調布市立学校一般開放施設使用許可・不許可通知書

年　　月　　日付けで申請のあった調布市立学校一般開放施設使用について、下記の理由により許可・不許可としたので、調布市立学校の校庭等の開放及び目的外使用に関する規則第６条の２第１項の規定により通知します。

記

理由

1　この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して３月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。

2　この決定については、上記１の審査請求のほか、この決定のあったことを知った日の翌日から起算して６月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

　なお、上記１の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６月以内に提起することができます。

3　ただし、上記の期間が経過する前に、この決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

　なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。